

基 発 0 2 2 2 第 2 号

平 成 2 2 年 2 月 2 2 日

福岡労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

電離放射線業務に従事した労働者に発症した「骨髄腫」に係る業務上外の
認定について (回答)

平成20年7月2日付け福岡労発基第270号をもってりん何のあった標記の件に
ついて、下記のとおり回答する。

記

別添報告書のとおり、労働基準法施行規則別表第1の2第7号18に定める業務上
の疾病として取り扱われたい。

■■■■に発症した多発性骨髄腫の業務上外に関する検討会報告書

本検討会は、■■■■に係る事案について検討を行ってきたところであるが、今般、別添のとおり検討結果をとりまとめたので報告する。

平成22年2月2日

電離放射線障害の業務上外に関する検討会

座長 米 倉 義 晴

明 石 真 言

草 間 朋 子

別 所 正 美

第1 事案の概要

1 被災労働者の氏名等

- (1) 労働者氏名 [REDACTED]
- (2) 生年月日 [REDACTED]
- (3) 所属事業場 [REDACTED]
- (4) 傷病名 多発性骨髄腫 ([REDACTED])
- (5) 発症年月日 [REDACTED] ([REDACTED])
- (6) 労災請求年月日 平成20年1月18日(療養補償給付)

2 請求の趣旨

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

3 被災労働者の放射線被ばくの状況

(1) 外部被ばくの状況等

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(2) 内部被ばくの状況等

被災労働者は、外部被ばくのみならず、内部被ばくについても別紙2のとおり定期的に測定されていた。その記録によると内部被ばくは認められない。

(3) 事故被ばくの有無

いずれの原子力発電所の作業においても、事故的な被ばくは認められない。

4 療養経過等

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

第2 検討会の判断

1 被災労働者の被ばく線量について

(1) 外部被ばく

被災労働者の外部被ばく線量は、個人の被ばく線量管理を合計した [] と認められる。

(2) 内部被ばく

被災労働者の内部被ばく線量は、個人の被ばく線量管理から、なかったと認められる。

以上のことから、被災労働者の累積被ばく線量は外部被ばくによる [] と判断する。

2 業務上外について

(1) 基本的な考え方

放射線被ばくと多発性骨髄腫との因果関係について、平成15年度に開催された「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」における「多発性骨髄腫と放射線被ばくとの因果関係について」によると、

- ① 原子力施設の作業者を対象にした疫学調査では、internal analysis（被ばく集団を被ばく線量群ごとに分類し、線量と死亡率等の関係を分析する方法）において、有意な線量反応関係が認められており、50mSv以上の被ばく群での死亡がこの関係に特に寄与している。
- ② 40-45歳以上の年齢における放射線被ばくが多発性骨髄腫の発生により大きく寄与している。
- ③ 多発性骨髄腫の発症年齢は被ばく時年齢が高齢になるにしたがって高くなる。と報告されており、本件の業務上外の判断についても同報告書の考え方にに基づき行うことが適当である。

(2) 結論

- ① 本件疾病については、頭蓋骨の抜き打ち像や椎体の骨髄腫病変の存在、その他の臨床経過や検査所見から、多発性骨髄腫であると認められること。なお、その発症時期については、九州労災病院で多発性骨髄腫（ [] ）と診断された、 [] と判断することが妥当であること。
- ② 被災労働者の外部被ばく線量は [] であり、50 mSv を超える線量を被ばくしていること。
- ③ 被災労働者が被ばくした年齢は、 [] であり、これは放射線被ばく

が多発性骨髄腫の発症により大きく寄与する時期に一致すること。

以上を総合的に勘案すると、被災労働者に発症した「多発性骨髄腫」は、放射線業務に起因するものと認めるのが適当と判断する。





